

副 本

控 訴 状

令和7年 3 月 26 日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士

控訴人指定代理人

千葉県職員

同

同

同

同

同

同

同



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

未払賃金等請求控訴事件

訴訟物の価格 金 50 万 2 4 0 円

貼用印紙額 金 9 0 0 0 円

上記当事者間の千葉地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 3 6 号未払賃金等請求事件について、令和 7 年 3 月 2 6 日に言い渡された下記判決は、控訴人敗訴部分について不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

別紙のとおり

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決のうち、控訴人敗訴の部分を取り消す
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求める。

第 3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

付属書類

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 3 | 指定書 | 1 通 |
| 4 | 専決処分証明書 | 1 通 |

原 判 決 の 表 示

主文

- 1 被告は、原告に対し、17万0240円及びこれに対する令和3年12月1日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する令和4年8月6日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを20分し、その19を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

令和7年（行コ）第173号 未払賃金等請求控訴事件

控 訴 人 千葉県

被控訴人 飯島章太

控訴理由書

令和7年 6 月 16日

東京高等裁判所第2民事部E A八係 御 中

控訴人訴訟代理人弁護士

同訴訟代理人弁護士

控訴人指定代理人

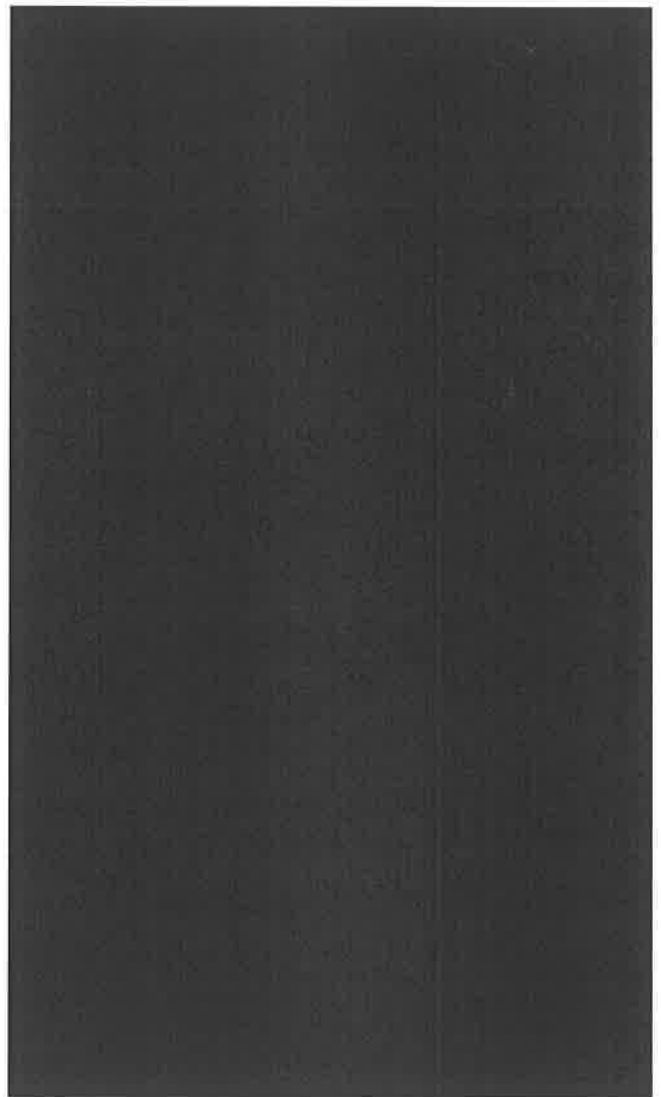
同

同

同

同

同



同

同



第1 原判決の問題点について

- 1 宿直勤務（夜間及び明け勤務）につく職員にとって休憩時間とされていた15時からの1時間について、十分な休憩を取ることができていなかったとの認定が誤りであること

原判決は、11頁において、乙15の1ないし乙15の4及び乙16を根拠に、「宿直勤務（夜間及び明け勤務）につく職員にとって休憩時間とされていた15時からの1時間について、十分な休憩を取ることができていなかった」との認定を行っているが、乙15の1ないし乙15の4の一時保護日誌及び乙16の警備日誌（抄本）には、宿直勤務（夜間及び明け勤務）につく職員の15時からの業務についての記載はなく、これらの証拠からそのような認定をすることはできない。

この点については、被控訴人（原審原告）本人も、夜間勤務前の午後の3時から4時のところについて、緊急の対応がない限りは夜間勤務前に休憩が取れるようになっていたことは共通認識であった、という趣旨を述べており（被控訴人本人調書15頁）、証人[]夜勤者について夕方3時から4時までの1時間について休憩を取るようにしていて、実際に休憩が取れないということはなかったと述べ（証人[]の証人調書10頁）、また、[]原告が夜間勤務の担当であったときに午後の3時から4時の間休憩を取っていた、事務室にいるか、宿直室で休憩しているかだったという趣旨を述べている[]証人調書7頁）。すなわち、控訴人及び被控訴人の間で、宿直勤務（夜間及び明け勤務）につく職員の15時からの1時間については、緊急の対応がない限りは休憩が取れるようになっていたことについては争いがなく、争いがあるのは、被控訴人がその間に休めていたかであって、「宿直勤務（夜間及び明け勤務）に就く職員にとって休憩時間とされていた15時からの1時間も、同様に十分な休憩をとることはできていなかった。」とする市川児童相談所一時保護課の職員で宿直勤務（夜間及び明け勤務）に就く者全員が休憩を取れていなかったとの認定は、控訴人と被控訴人の争いのない事実に対し、弁論主義に違背するというべきである。

そして、被控訴人の時間外労働及び支払いを受けるべき割増賃金の算定に当たって、原審はこの前提事実をもとに「夜間及び明け勤務では15時から16時の休憩時間」を労働時間に含めているのであり、原判決の事実認定の誤りは、そのあとの時間外労働及び支払いを受けるべき割増賃金の算定にも影響しているのであるから、この点において原判決は破棄を免れないというべきである。

さらにいえば、原判決は上記のとおり当事者間に争いのない事実¹に反する事実認定を行った結果、被控訴人が夜間及び明け勤務の際に15時から16時の間の休憩²が取れていたかいなかったかについての認定を欠いており、少なくとも、³の証言と異なる事実認定をする以上は⁴の証言が排斥できる事情を示す必要があるところ、そのような認定はされていないのであるから、この意味においても原判決の事実認定には誤りがあるというほかない。

したがって、原審において控訴人が主張したとおり、夜間及び明け勤務の際に15時から16時の間を労働時間に含めずに時間外の割増賃金の計算をすべきであるから、被控訴人の請求は棄却されるべきである。

2 夜間及び明け勤務において設けられている仮眠時間について、役務の提供が義務付けられているとの原審判決の認定が誤りであること

原審判決の参照する最高裁判所平成14年2月28日判決（民集第56巻2号361頁。以下「大星ビル事件最高裁判決」という。）は、原審判決が引用する部分に続けて、「そこで、本件仮眠時間についてみるに、前記事実関係によれば、上告人らは、本件仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しない」ことを理由に、同事件の仮眠時間は全体として労働からの解放が保証されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができると判断したものである。

この点、原審判決は、「宿直勤務（夜間及び明け勤務）中の１時から５時３０分までの仮眠時間は、児童の体調が悪くなった時や、警察等から電話がかかってきたとき、緊急の一時保護の要請があったとき、児童が施設から逃げ出してしまったとき等一時保護所で生じ得る突発的な事態に対応することを指示されていた。職員は、児童の居室又はその前の廊下で待機するよう指示され、２１時の消灯後から翌１時までは定期的に見回りを行い、一時保護日誌等の作成を行った。」と認定し（１０頁から１１頁）、これを前提として、「実際に、仮眠時間中においても職員がこれらの対応を行うことがあったというのであるから、役務の提供が義務付けられており、労働からの解放が保障されていたとは認められない。」と判断している。

しかし、被控訴人が仮眠時間中に対応を行うことがあった頻度については、乙第１５号証の１ないし第１５号証の４の一時保護日誌を確認すれば明らかなとおり、被控訴人が主張するような「警察官から電話が掛かってくるものがしばしばあった」（原告第１準備書面４頁）というようなものではなかった。

また、控訴人は、「児童の居室又はその前の廊下で待機するよう指示」していたのではなく、仮眠する場所を児童の居室又はその廊下としていたのであって、待機を指示していたのではない。

さらに、「夜間勤務の担当職員が子どもの脇で熟睡して、子どもが夜間に逃げ出したのに気が付かなかったということもあった」（乙第４１号証４頁）のであり、熟睡できるかどうかは人によるうえに、寝ている職員を起こして業務をさせるということとはなかった。

そうであるとする、本件における仮眠時間の労働時間性については、大星ビル事件最高裁判決の基準に従うにしても、対応の頻度や仮眠している人を起こしてまで業務をさせているわけではないことからして、「実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情」があるというべきであり、この点からすれば、本件仮眠時間について、被控訴人の業務内容や頻度などを検討することなく、労働時間であると認定した原審判決には誤りがあるというほかない。

また、仮に原審の認定が正しいとすれば、仮眠時間に熟睡して業務を行える状況になかった者についても労働時間性が肯定され、当該時間を労働時間に含めて賃金を支払う必要性が生じることとなり、極めて不合理な結果を招く。

証拠によって仮眠時間において被控訴人が業務を行っていた事実は認められない以上、当該時間を労働時間として認定することはできないから、原審において控訴人が主張した時間外の割増賃金の計算に従うべきであり、被控訴人の請求は棄却されるべきである。

3 被控訴人の復職後にも所定の休憩を取ることができていないとの事実認定が誤りであること

原審判決は、「日勤のうちA勤務では12時から13時までが休憩時間とされていたが、（中略）、夜勤の職員が出勤し、人員に余裕の出てくる16時以降によりやく落ち着いた時間をとれることが多く、またその間も行動記録を付け、質問に来た児童に対応するなどしていた。」と前提事実を認定し、被控訴人について、「所定の休憩を取ることができず、当該時間においても業務を行わざるを得ず」と認定している。（10頁）

しかしながら、被控訴人自身、復職後の残業時間について変動はあった、残業は基本的にしないということになっていたと述べ（被控訴人本人調書48頁）、また、被控訴人も少なくとも1回30分は休憩を取ったと述べている（同48頁）。証人[]が30分ぐらいなんだけど休憩を取ってきてくださいと被控訴人をお願いしたところ、被控訴人は宿直室に入ったと述べている（証人[]調書5頁）。また、被控訴人の復職後、被控訴人に宿直勤務（夜間及び明け勤務）を行わせていないことは、控訴人と被控訴人の間で争いのない事実であり、これらのことからすれば、被控訴人の勤務状況は他の職員とは異なり、相当の配慮がなされていたというべきである。

そうであるにもかかわらず、原審判決は、他の職員とは別の配慮がなされていた被控訴人について、「他の職員と同様に休憩を取ることができなかった」と認定し

ているのであって、被控訴人自身について休憩が取れていたかいなかったかを認定すべきであるにもかかわらずこれを行っていないという点において、誤りがあるというほかない。

したがって、原審において控訴人が主張したとおりの未払賃金の計算がなされるべきであり、被控訴人の請求は棄却されるべきである。

4 原審判決の認定した「退職を余儀なくされたことそれ自体による精神的苦痛」と安全配慮義務の違反との間に因果関係がないこと

原審判決は、被控訴人が控訴人に対し賠償を求める精神的損害について、必ずしもうつ病の再発又は増悪を前提とせず、「業務に起因するストレス等により退職を余儀なくされたことそれ自体による精神的苦痛」を含むものと解する余地があるとしたうえで、市川児童相談所において休憩時間又は仮眠時間とされる時間に職員が必要な休息をとることができていなかったこと、児童相談所の入所児童に初めて対応する新任の職員に対する研修や指導の在り方としては総じて不足していたこと、市川児童相談所が組織として職員の勤務状況の改善について具体的な措置をとったとも認められないとして、控訴人に安全配慮義務を認め、被控訴人の精神的苦痛を慰藉するためには控訴人に慰謝料30万円の支払を命ずると判断した。

しかしながら、被控訴人は、職場復帰を断念した理由として、控訴人が被控訴人の復職についての環境整備を行う意向を示さなかったこと、控訴人が船橋労働基準監督署からの是正勧告に対しても十分な対応を行わなかったことを挙げており、その前提として、被控訴人自身の体調不良があるところ、原審判決も認めるとおり、被控訴人のうつ病について、任用前に寛解していたものが任用後に再発又は増悪したと認めることはできないのであって、被控訴人の体調不良は控訴人の安全配慮義務とは関係がない。

すなわち、被控訴人が退職した主たる原因は被控訴人の体調不良にあり、仮に控訴人に安全配慮義務があるとしても、被控訴人の体調不良と控訴人の安全配慮義務違反との間に関係はないのだから、「退職を余儀なくされたことによる精神的苦痛」

は被控訴人の体調不良を原因として生じたものにほかならず、控訴人が賠償義務を負う根拠とはならないというべきである。

また、原審判決の指摘する安全配慮義務は上記のとおりであるところ、控訴人の安全配慮義務と被控訴人に生じた精神的苦痛との間に因果関係を欠いているのであり、この意味においても原審判決の認定には誤りがあるというほかない。

したがって、慰謝料請求に関する被控訴人の請求は棄却されるべきである。

5 まとめ

上記のとおり、原審判決には、労働時間の認定において弁論主義に違背する事実認定がなされているという点、大星ビル事件最高裁判決の指摘するところを詳細に認定していないという点、控訴人の安全配慮義務違反と被控訴人に生じた損害との因果関係を認めた点など、重要な点において誤りがあり、原審において控訴人が主張したとおり、控訴人は被控訴人に対し未払いの賃金はなく、また、被控訴人に生じた損害は、被控訴人が任用前から患していたうつ病によるものであって、控訴人が被控訴人に対して損害を賠償する義務を負わない。

したがって、被控訴人の請求はいずれも棄却されるべきであり、控訴人は控訴状の控訴の趣旨記載のと通りの裁判を求める次第である。

以 上

令和7年（行コ）第173号

控訴人 千葉県

被控訴人 飯島章太

答弁書

東京高等裁判所第2民事部E A係 御中

令和7年9月25日

被控訴人訴訟代理人弁護士 足 立 啓 輔
他

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由書についての認否・反論

1 「1」について

- (1) 控訴人は、宿直勤務明けの職員全員について、15時からの1時間の間は緊急の対応がない限り休憩を取ることになっていた点については、当事者に争いがない事実であるから、それに反する認定をした原審が弁論主義に反すると主張している。
- (2) そもそも、弁論主義の第1原則は、「当事者が主張しない主要事実は裁判の基礎とすることができない」というものであるところ、宿直明けの15時からの1時間に対応する被控訴人の割増賃金支払請求権を基礎付ける主要事実は、当該時間における被控訴人の労働実態を示す具体的事実である。

宿直勤務明けの職員全員が上記時間帯において、緊急の対応がない限り休憩を取るようになっていたとの共通認識が仮に存在したとしても、かかる事実は被控訴人の上記時間帯の労働時間性の評価に関する具体的事実の一つでしかない。そのため、裁判所が同事実を認定したとしても、被控訴人の上記時間帯の労働時間性が直ちに否定されるわけではなく、原審が弁論主義に反する認定をしたとの主張は、弁論主義の誤った理解に基づくものである。

- (3) 控訴人の理解を前提とすれば、宿直勤務明けの職員全員が上記時間帯において、緊急の対応がない限り休憩を取るようになっていたとの共通認識が存在したという事実は、被控訴人の上記時間帯の労働時間性についての評価障害事実と位置付けられることになると思われる。

しかし、休憩時間とは労働から完全に解放されている時間を指すところ、対応がない限りは、休憩をとることができるというような時間については、必要があれば対応しなければならない状況なのであるから、そもそも上記事実が評価障害事実と位置付けられるという前提すら疑わしく、むしろ、被控訴人の上記時間の労働時間性を支える評価根拠事実と位置付けるのが適切な整理である。

- (4) さらに、控訴人が引用する被控訴人本人調書 15 頁では、上記時間帯に宿直明けの職員が休憩することについては「共通の認識としてあったとは思いますが、実際、休憩できたかというのは、また別だと思います。」とあり、少なくとも被控訴人が上記時間帯に十分な休憩を取れていたか否かについては争いがあるのであるから、原審が前記共通認識の存在という事実を認定したとしても、かかる事実を具体的事実の一つとしたうえで、被控訴人の上記時間帯の労働時間性を肯定することに何らの弁論主義違反も生じない。

2 「2」について

- (1) 控訴人は、「警察官から電話がかかってくるのがしばしばあった」事実はないこと、仮眠場所を児童の居室又は廊下としていただけて待機は指示していないこと、寝ている職員を起こさせてまで業務させたことはないこと等を理由

に挙げて、「実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情」（大星ビル事件最高裁判決）が存在するから、労働時間ではないと主張する。

- (2) 同最高裁判決は、「労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられている」ことを前提に、そのような場合に、「実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情」が存しない場合には仮眠時間の労働時間性を肯定するものである。

すなわち、本件における被控訴人の仮眠時間の労働時間性を検討するにあたっては、現に仮眠時間中に突発事案への対応を求められた実績は大きな問題ではなく、突発事案に対処するための対応が義務付けられるような状況があったか否かが問題なのである。

かかる最高裁判例の理解を前提にすれば、控訴人が主張するような、「警察官から電話がかかってくるものがしばしばあった」か否かや「寝ている職員を起こさせてまで業務させたことはない」か否かは、労働時間性を判断するうえで大きな意味を持たない。

むしろ、被控訴人は仮眠中も警察官からの電話が来ればその対応を求められる状況にあり、子どもが夜間に逃げ出したような際には起きて対応することが求められていたのであるから、現にそのような対応を求められた実績が仮に乏しかったとしても、突発事案に備えて対応を迫られる環境での仮眠を強いられていた被控訴人には、「実作業への従事・・・の必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情」がなかったとは到底いうことができず、被控訴人の仮眠時間が労働時間にあたることは明らかである。

- (3) なお、控訴人は、仮眠場所を児童の居室又は廊下としていたに過ぎず、被控

訴人に対して待機を指示していた事実は無いと主張するが、仮眠場所を児童の居室に近接した場所に指定する時点で、仮眠時間中であっても突発事案への対応を命じているに等しい。

- (4) また、控訴人は、被控訴人の仮眠時間が労働時間であったとするならば、仮眠時間に熟睡していた職員にも賃金支払義務が生じることとなり、不合理であると主張する。

しかし、前記最高裁判決は、職員が現に熟睡できていたか否かを問題にしておらず、むしろ、実作業への従事を求められるような環境下で仮眠していた職員には、たとえその職員が熟睡していたとしても使用者が賃金支払義務を負うべきであるという帰結を当然に含むものであるから、本件において、控訴人が被控訴人以外の熟睡していた職員について賃金支払義務を負うことになったとしても、それは不合理な帰結ではない。

3 「3」について

- (1) 控訴人は、被控訴人の復職後には基本的に残業をさせないことになっており、現に被控訴人が30分の休憩をとったことが少なくとも1回はあると主張する。

しかし、かかる被控訴人の発言は、1回だけ30分の休憩をとれた以外は一切休憩がとれなかった（被控訴人本人質問48頁）ことをいう趣旨であり、控訴人が被控訴人に対して十分な配慮をしていた事実を示す趣旨でいったものではない。

- (2) また、控訴人は、復職後の被控訴人に対しては宿直勤務を命じないなど、相当の配慮をしたと主張するが、そのような配慮の事実はない。

例えば、被控訴人が、令和2年2月の復職面談に際して休憩時間をとらせるよう求めたが、同月10日の面談では休憩時間について配慮されず、課長からも、休憩時間が取れなかったことについて「この状況が決していいとは思えない」などの発言があったこと、総務課に対し休憩時間がないことの相談を行っていることから、被控訴人が休憩時間をとれなかったことは明らかである。

- (3) また、業務について課長の配慮があったとしても、課長が毎日出勤しているわけではなく、休憩時間中も必ずいるわけではないし、他の職員も激務ゆえに被控訴人を配慮する余裕はなかった。

以上のような状況を前提とすれば、復職後の被控訴人に対して宿直勤務が命じられなかったとしても、休憩時間についても被控訴人にとりわけ配慮がなされたとの結論を直ちに導くわけではない。

- (4) したがって、復職後の被控訴人のA勤務における12時から13時までの休憩時間も、児童対応等に追われていたことからすれば当該時間が労働時間にあたるとは明らかであるし、控訴人が被控訴人復職後に被控訴人に対し十分な安全配慮義務を尽くしていないことも明らかである。

4 「4」について

- (1) 控訴人は、「被控訴人が退職した主たる原因は被控訴人の体調不良にあり、仮に控訴人に安全配慮義務があるとしても、被控訴人の体調不良と控訴人の安全配慮義務違反との間に関係はないのだから、「退職を余儀なくされたことによる精神的苦痛」は被控訴人の体調不良を原因として生じたものにほかならず、控訴人が賠償義務を負う根拠とはならない」と主張する。
- (2) しかし、原審は、「求められる研修や指導の不備、人員の慢性的な不足に起因し休憩や仮眠ができない勤務の実情、原告が実際に勤務した期間その他本件に現れた一切の事情」を前提に控訴人の安全配慮義務違反を認定しており、かかる安全配慮義務違反によって生じた被控訴人の精神的苦痛を慰謝するために控訴人に慰謝料支払義務を認定したものである。

すなわち、原審は、被控訴人に従前から体調不良があったことを前提に、控訴人の安全配慮義務違反と被控訴人の体調不良及びそれに引き続く退職との間に因果関係が認められないとしても、控訴人の安全配慮義務違反と被控訴人の精神的苦痛の間には因果関係を認めるべきと判示しているのであり、控訴人の安全配慮義務違反と被控訴人の退職との間の因果関係の有無は原審の判断

を左右しない。

控訴人の控訴理由は原審の趣旨を曲解したものであって、控訴には理由がない。

以上

附 帯 控 訴 状

令和7年10月2日

東京高等裁判所第2民事部E A係 御中

附帯控訴人（被控訴人）訴訟代理人弁護士 足 立 啓 輔
外

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

未払賃金等控訴事件

訴訟物の価額 金1154万9674円¹

貼用印紙額 追って納付

上記当事者間の御庁令和7年（行コ）第173号未払賃金等請求控訴事件について、附帯控訴人（被控訴人）は、原審が令和7年3月26日に言い渡した令和4年（行ウ）第36号未払賃金等請求事件の判決の控訴に附帯して、下記のとおり控訴を提起する。

¹ 請求金額は合計1204万9914円（付加金請求部分是不加算）に対し、不服の範囲（控訴額）は、1154万9674円。

目次

第 1	附帯控訴の趣旨	3
第 2	附帯控訴の理由	3
1	はじめにー附帯控訴についてー	3
2	付加金について	4
(1)	原判決の認定（判決文 17 頁）	4
(2)	付加金に関する考慮要素	4
(3)	付加金が課されるべき事情について	5
(4)	小括	8
3	安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求について	8
(1)	原審の認定	8
(2)	厚生労働省が提示する心理的負荷による精神障害の認定要件	8
(3)	対象疾病が増悪したこと	9
(4)	業務における心理的負荷が認められること	11
(5)	小括	15
4	安全配慮義務違反によって附帯控訴人が被った損害（別表損害一覧表）	15
(1)	慰謝料	15
(2)	治療費等	16
(3)	休業損害	16
(4)	逸失利益	16
(5)	弁護士費用	17
(6)	小括	17
5	控訴審における主張・立証の予定	17

第1 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中、付加金及び国家賠償法に基づく請求に関する附帯控訴人敗訴部分を取り消す
- 2 附帯被控訴人は、附帯控訴人に対し、8336円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 3 附帯被控訴人は、附帯控訴人に対し、1147万1407円及びこれに対する令和4年8月6日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は、第1，2審とも附帯被控訴人の負担とする
との判決並びに第2，3項につき仮執行宣言を求める。

第2 附帯控訴の理由

1 はじめに一附帯控訴について一

一審判決は、仮眠時間を労働時間と認め、また本件を附帯控訴人個人の問題にとどめず、児童相談所全体の働き方の問題として安全配慮義務違反を認めた画期的なものであった。附帯控訴人としては、千葉県が控訴しなければ判決を確定させ、千葉県に対し早期に労働環境の改善を求める要請に取り組む予定であったが、附帯被控訴人は、即日控訴に踏み切った。

判決の内容・指摘を十分な精査をせず、顧みることなく、控訴をされたことについては誠に遺憾と言わざるをえない。

附帯被控訴人からの控訴を受けて、附帯控訴人は、千葉県のこれまでの不誠実な対応を問うために付加金の支払いを求めるとともに、安全配慮義務違反と附帯控訴人のうつ病増悪との因果関係があることを改めて主張し、附帯控訴を行う次第である。

2 付加金について

(1) 原判決の認定（判決文17頁）

原判決は、①原告（附帯控訴人）の時間外労働時間が必ずしも多くなく、これに対応する割増賃金も同様であること、②被告（附帯被控訴人）がそのうちの多くを支払済みであることの2点をもって、付加金の支払を命じる必要性を認めなかった。

しかし、時間外労働時間が必ずしも多くないとする事実認定・法的評価自体が誤っている上、付加金を命じる必要性がないとする原判決の法的評価も誤っており、付加金が命じられるべきである。

(2) 付加金に関する考慮要素

付加金の制度趣旨について、判例（最判平成27年5月19日、民集69巻4号635頁）は、「労働者の保護の観点から、上記の休業手当等の支払義務を履行しない使用者に対し一種の制裁として経済的な不利益を課すこととし、その支払義務の履行を促すことにより上記各規定の実効性を高めようとするものと解されるところ、このことに加え、上記のとおり使用者から労働者に対し付加金を直接支払うよう命ずべきものとされていることからすれば、同法114条の付加金については、使用者による上記の休業手当等の支払義務の不履行によって労働者に生ずる損害の填補という趣旨も併せ有する」としており、①公法的制裁と②労働者に対する損害賠償的性質を有する。

そのため、付加金を命じるか否かを判断する上では、①公法的制裁という側面も踏まえ、使用者の悪質性（法違反の程度・態様）なども勘案する必要がある。しかし、原判決においては、同考慮要素が欠落している。

また、「支払義務の履行を促すこと」（同判例）も、使用者に付加金を課す目的である。そのため、本訴訟前後を通じた使用者（附帯控訴人）の態度も十分に勘案された上で、①公法的制裁の要否を判断する必要がある。

(3) 付加金が課されるべき事情について

ア 時間外労働時間が多いこと（原判決の事実認定・法的評価の誤り）

附帯控訴人による付加金の請求額が8336円と少額にとどまる理由は、時効との関係で、令和2（2020）年4月21日が支払日である同年3月分の未払賃金に限定したためである。

しかし、原判決も認定したとおり、附帯被控訴人は、夜勤において本来ならば休憩できるべき時間帯も職員を働かせ続けており、その残業時間は深夜1時から5時30分に限っても夜勤一日当たり4時間30分と長時間にわたる。そして、そのような就労環境を附帯控訴人のみならず他の職員も強いられて、附帯控訴人を含めた多くの職員が精神疾患により休職や退職をせざるを得ないほど過酷であった。付加金の公法的制裁としての意味合いも踏まえれば、これらの状況が是正されるためにも提訴をしていない職員の時間外労働が未払のままとなっている。賃金が支払われていない職員らの総労働時間は膨大なものとなり、その総額は極めて高額なものとなるであろうことは、容易に想像がつく。このような過酷な労働環境にならないよう使用者を戒める機能が付加金には期待されるどころ、時間外労働時間が多くないとする原判決の事実認定・法的評価は、誤りである。

イ 使用者の態様が悪質であること

(ア) 未払残業代を個々人の労働問題に矮小化していること

附帯被控訴人は、令和3（2021）年10月、船橋労働基準監督署からは是正勧告を受けた際、附帯被控訴人の計算に基づいて附帯控訴人に一部時間外労働賃金（日中の休憩時間部分に限る）を支払った一方、附帯控訴人以外の職員には「今後対応する」などと称するにとどまっている（争いのない事実、被告第1準備書面26頁）。

その後、附帯被控訴人が同是正勧告を踏まえて附帯控訴人以外の職員に対する未払残業代の支払対応を過去に遡って実行したことはない。

このように附帯被控訴人は、未払残業代を附帯控訴人（請求者）個人の労働問題として矮小化している。そして、このような附帯被控訴人の思考傾向は、本訴訟においても改善されていない。

（イ）原判決の摘示を受け止める姿勢がなく反省が見受けられないこと

附帯被控訴人は、原判決に対して即日控訴しているところ、その経緯については、千葉県・定例県議会で以下のとおり言及されている。

「未払い賃金等請求事件に係る県の対応についての御質問ですが、今回の判決に当たっては、判決の内容に応じてどのような対応を取るか、事前に組織として方針を決定していたところであり、判決の内容を確認した上で、その方針に従い、速やかに控訴したところです。」¹

そもそも附帯被控訴人は、判決の内容を精査するつもりがなく、その主文の内容だけで、控訴の方針を決定したようである。この態度については、ひとまず判決の指摘を重く受け止めた上で精査し自らを律しようとする姿勢が欠如しており、自浄作用が期待できない。

（ウ）他の職員に対する未払残業代の支払がなくその目処もないこと

附帯被控訴人は、原判決が摘示した時間外労働賃金について、附帯控訴人のみならず他の職員にも支払っていない。また、上記（ア）（イ）のような態度も踏まえれば、附帯被控訴人が、労働環境を自ら改善し、また、他の職員らに未払残業代を任意に支払う目処も立たない。

（エ）小括

このように附帯被控訴人は、本訴訟の提起前や原判決が示された後も一貫して、他の使用者らの範とあるべき地方公共団体の有り様として著しく不当不適切な態度に終始している。自らの非を認めて改善しようとする自浄的な姿勢がうかがえないからこそ、公法的制裁を課されなければならない。

¹ 令和7年6月9日の千葉県・定例県議会における健康福祉部長岡田慎太郎の答弁

ウ 支払履行がないこと

附帯被控訴人は、原判決について仮執行免脱宣言を受けており、附帯控訴人に対する原判決に基づく支払を今日に至るまで一切していない。

エ 県議会での討論の内容について

千葉県臨時県議会では、本訴訟に要した費用について、以下のような疑義が呈されている。

「委員会で確認したところ、第一審で県が要した費用は180万円、控訴で予測される支出は220万円とのことです。今回、判決どおり支払う場合、50万円余りの支出でございます。これを争うに当たり、さらに県税を用いて行うことに県民の理解は得られるのでしょうか。」¹

また、以下の様な討論がなされている。

「特に今後も多くの人材を必要とする児童相談所職員のことです。対応が早急に求められます。採用予定数のほうも説明を受けましたが、児童指導員は59人のところ採用数は19人、保育士は58人のところ32人と、予定人数を確保できていない状況です。計画どおり、これからの人員を確保できる保障がどうしても見えません。今後の受験者は今回の訴訟を見てどう思うでしょうか。真摯に受け止め、環境改善を早急に行い、これ以上の人材の流出を避けるべきです。原告は判決後、記者会見し、子供たちのためにも、職員が健康に働ける労働環境を早急に整えてほしいと訴えています。その思いを酌み、控訴の取下げを強く求めます。満場の皆様の議案への反対を求め、私の討論とさせていただきます。」

これらの討論に対しても、被告は、拙速かつ現在・未来の児相職員にとって安全安心な職場環境を整備しようとする者の態度とは考え難いような対応に終始している。

¹ 令和7年4月18日の千葉県臨時県議会における中西香澄議員の討論発言

このように不誠実かつ不合理な対応に終始する附帯被控訴人に対しては、もはや自ら労働法を遵守し、労働者の権利・利益を守ろうという自浄作用は期待できず、公法的制裁を課す必要性が高い。

(4) 小括

よって、附帯控訴人は、附帯被控訴人に対し、付加金として8336円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払を求める。

3 安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求について

(1) 原審の認定

原審は、附帯控訴人のうつ病について、任用前に寛解していたものが任用後に再発又は増悪したと認めることはできないとして、附帯控訴人のうつ病の症状が再発及び増悪したことについて、業務との因果関係を否定した。

しかし、原審の判断は、以下のとおり、事実認定及び法的評価を誤ったものである。

(2) 厚生労働省が提示する心理的負荷による精神障害の認定要件

ア 厚生労働省は、令和5年9月1日、精神障害の労災認定について、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正した（以下、「新労災基準」という。）。厚生労働省労働基準局によれば、心理的負荷による精神障害を業務上の疾病として取り扱う場合について、①対象疾病を発病していること、②①の発病前概ね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷及び個体的要因により対象疾病を発病したと認められないことの3要件を提示する。

イ 更に、新労災基準によれば、別表1の特別な出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる場合には、悪化した部分について業務起因性を認める。

ウ 以下のとおり、新労災基準に照らして同要件を検討した場合、本件が、精神

障害の労災にも該当することは明らかである。この基準は、あくまで労災における業務起因性の判断であるが、法律上の因果関係の判断においてもこの基準は大いに参考とされるべきである。

(3) 対象疾病が増悪したこと

ア 原審の判断

原審は、附帯控訴人の診療録のうち、同人が就業する平成31年4月より以前である同年3月15日に「ちょっと調子悪い…」との記載や、同月29日にゾルピデムを処方したことを示す記載があることから、「このような症状の悪化が被告の対応によるものでないことも明らか」であると述べる。

また、附帯控訴人が市川児相での勤務を開始した前後の時期において、自身の判断によって服用する量や頻度が変化することはなく、処方された薬の量で足りないとも感じなかったとの理由で、附帯控訴人のうつ病が、「任用後に再発し又は増悪したと認めることはできない」と認定する。

イ 附帯控訴人の症状について

(ア) 附帯控訴人のうつ病は、躁うつ病（双極性障害）に分類されるとの診断であるところ、（甲12・79頁）調子が良くなって活発になる時期と、憂鬱で無気力なうつ状態を繰り返す性質のものである。

うつ病は、一般に、精神的な症状と身体的な症状が複合的に現れることが多い病気であるところ、医療記録の記載及び処方薬のみならず、本人の当時の活動状況等、様々な要素を総合的に考慮して、症状の増悪の有無を判断すべきである。

(イ) 医療記録の記載によれば、「H29.1月-5月 6月 よくなったり悪くなったり」との記載（甲12・13頁）、H31.2.1「ここ最近は動けている」、H31.2.8「調子はいい ずーとたおれているのは1、2日で比較的に動けている」、H31.3.15「ちょっと調子悪い」など、調子が良く活動可能な時期と調子が悪い時期を繰り返しつつも、比較的好調な時期も一定期間存在することが明らかで

ある。

また、附帯控訴人は、平成31年1月当時においては、修士論文を執筆し、提出している他、当時附帯控訴人が支援員として活動していた子供向けのイベントにも出席していた（本人尋問・23頁）。また、就労を開始した直後の同年4月初めにおいても、問題なく働くことができていた（同・24頁）。すなわち、市川児相での就労開始直前まで、附帯控訴人は、修士論文という重い負荷のかかる作業を問題なく行える程度に好調であった。

（ウ）一方で、任用直後からの医療記録では、調子が良いことを示す記載が減少する。附帯控訴人が休職した令和元年7月時点では、R1.7.18「休みの日はねすぎてしまう」、R1.8.2「仕事休んでしまった 頭痛一眠気、体の重さがあって朝起きれず」などの記載が認められるようになり、以後、活動できたことを示す記載は明らかに減っている。

附帯控訴人においても、子供たちの数が増えた時期である同年5月頃から、休日も眠れなくなり（本人尋問・24頁）、体重も30キログラム増加するなど、体調の悪化を自覚していた。同時期からは文字を読むことも難しくなっていた。

ウ 薬の処方について

（ア）附帯控訴人の症状の一つとして「不眠」の症状はあるが（甲12・39頁）、一方では「ねすぎる」「おきれない」などの症状も申告されている状況であり（同・12頁）、入眠剤等の処方及び用量については、医師において繊細な判断を要する。

（イ）ゾルピデムは、薬物依存を生じることがある他、影響が翌朝以後に及び、眠気・注意力・集中力の低下等が起こることがある薬剤であり、容量は1日10mgを超えないこととし、症状の改善に伴って減量に努めることとの注意が添付文書に記載されている。このような薬の性質からして、既にゾルピデム5mgを処方されていた附帯控訴人に対して、医師が安易に処方量を即時に増加す

ることはできない。浮き沈みがある疾患の性質からも、処方量・服用量は安易かつ即時に変更されるようなものでもない。処方量、服用量が、附帯控訴人の体調を反映しているとは言えないのである。したがって、薬を服用する量や頻度に変化していないことは、附帯控訴人の症状が悪化している証左とはならない。

(ウ) また、附帯控訴人は、医療記録には、H1.8.2「ゾルピデム 1 T のんでねれるようになったが 2 h ごとにおきてしまう」との記載があるところ、処方された薬の量で足りないと感じたことはないという附帯控訴人の自己申告のみによって、処方された薬の量が十分であったと言えない可能性もある。更に、附帯控訴人は、翌日の仕事に響かないようゾルピデムの服用を控えることもあったというのだから、残薬が発生しているからといって、必ずしも服用量が十分であったと評価することはできない。

(エ) 更に、同年 8 月 18 日には、抗うつ薬であるスルピリドの処方量を増加し（甲 12・23 頁）、同月 19 日にはトラゾドンが追加された旨の記載がある（同・24 頁）。

したがって、任用後に、兎相での就労を経て、薬を服用する頻度や種類が増加した事実が認められる。

エ 以上からすると、附帯控訴人のうつ病が、任用後に増悪したことは明らかであり、これを認めることはできないとした原審の判断は、事実認定あるいは法的評価を誤ったものである。

(4) 業務における心理的負荷が認められること

ア 見直し後の「業務による心理的負荷表」

(ア) 別表 1 の具体的出来事 11 として、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」場合が挙げられている。具体的出来事 11 の視点として、業務の内容、困難性、能力・経験と業務内容のギャップ、職場の支援・協力の有無等や、時間外労働などがあり、時間外労働時間数についても当該項目

で評価することとされている。

(イ) また、別表 1 の具体的出来事 1 5 としては、「勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった」場合が挙げられている。視点として、交替制勤務、深夜勤務等、勤務形態の変化の内容や程度、勤務の不規則な程度、深夜勤務や勤務間のインターバルの状況などがある。

(ウ) 本件で、附帯控訴人は就職したばかりであり、仕事内容や勤務形態の変化が生じたものではない。しかし、従前に置かれていた状況からの変化による心理的負荷という点で、いずれの場合でも類似することから、上記を参考にするべきである。

更に、総合評価の留意事項として、心理的負荷を強める要素として、職場の支援・協力が欠如した状況であることが挙げられている。

そして、総合評価にあたっては、それぞれの具体的出来事について総合評価を行い、いずれかの具体的出来事によって「強」の判断が可能な場合は、心理的負荷を「強」と判断することとされている。

以上に基づいて、本件について検討する。

イ 具体的出来事 1 1 該当性

(ア) 附帯控訴人は、平成 3 1 年 3 月に大学院を卒業し、同年 4 月から 7 月までの 4 か月間、市川児相の一時保護課職員として勤務を開始した。

児相相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される機関である（児童相談所運営指針第 1 章第 1 節）。児童相談所職員は、家庭に問題を抱えた児童に対し、その特性や置かれた環境に応じて個別的に適切な対応を行うことが求められるところ、業務としての難易度が高いことは明らかであり、一定の能力の育成や経験の蓄積が必要となることは容易に想定される職種である。

原審においても、附帯控訴人が、入所している中学生男子から何度もお茶を注ぐよう求められたことがあるなど、「児童は、新しい職員や年齢が若い職員に対して「試し行動」をとることが多い」との事実や、宿直勤務中において、警察等からの電話、緊急の一時保護の要請、児童が施設から逃げ出すなどの突発的な事態が生じた場合には対応の必要があった事実が認定されている。

その他にも、尋問調書25頁以下では、児童からの暴言や暴力にさらされることがあった旨が語られており、甲第31号証の陳述書・4頁以下では、同僚1名が退職し、同僚1名が異動になったことや、管理的なルールを児童に強いる業務への違和感等が記載されている。

これらの事実は、附帯控訴人にとって、「初めて担当する業務や日常的には実施していない困難な業務への実施」であり、「業務の困難性、能力・経験と業務内容とのギャップ等」について、「中」の心理的負荷があることは明らかである。

(イ) また、附帯控訴人の就労した4か月間における時間外勤務は、月平均45時間を超えるところ、この点のみをもっても、少なくとも「中」程度の心理的負荷が認められる。

(ウ) 更に、原審の認定によれば、市川児童相談所においては、附帯控訴人を含む「平成31年度の新規採用職員に対しては、繁忙を理由として、実践的な研修がなかった」のであり、附帯控訴人は、事前指導もないまま現場で実践的な対応をすることを求められ、職場の支援・協力も無かった。当該事実は、総合評価において、心理的負荷を更に強める要因となる。

(エ) 以上より、附帯控訴人の心理的負荷の強度は、具体的出来事11のみを考慮した場合でも、「強」に該当することは明らかである。

エ 具体的出来事15該当性

(ア) 附帯控訴人は、令和元年4月から7月まで、毎月3日から6日の宿直勤務を行っていた。附帯控訴人は、同年4月に就職したばかりであったところ、研修

期間もないまま交替制勤務に従事することとなり、生活状況の変化は大きかった。

また、附帯控訴人の同意がないまま夜勤を指定されたことがあるなど、夜勤シフトの管理がずさんであったことに加え、同年7月には、感染症の流行により予想外の27時間連続勤務を求められるなど、勤務形態は非常に不規則であり、夜勤について適切なインターバルを設定するための管理もなされていない。

更に、夜勤及び明け勤務において設けられている仮眠時間においても、警察等からの電話対応や一時保護要請があった場合等突発的な事態に対応するよう指示されており、実際に職員が対応を行うこともあった。原審においても、市川兎相において、「休憩時間及び仮眠時間はいずれも勤務時間に該当する。」旨が認定されている。

- 上記のとおり過酷かつ不規則な勤務形態が常態化している状況は、一般的な日常生活・労働者の経験と比して、大きなギャップがあることは明らかである。
- (イ) 附帯控訴人は、過去にうつ病に罹患しており、職場は当該事実を認知していた。しかし、令和元年7月まで、夜勤のシフトにおいて、附帯控訴人の事情に対する配慮がされることもなかった。
- (ウ) 以上より、附帯控訴人の心理的負荷の程度は、「中」に該当する。

オ 総合評価

以上からすると、本件では、具体的出来事11について「強」の判断がされるところ、この事実のみを以てしても、附帯控訴人の心理的負荷が「強」に該当することは明らかである。

上記に加えて、具体的事実15についても「中」の判断がなされること、研修等もないまま現場での就労に従事させ、過酷な労働環境について認識していたにも関わらず何らの対処もしてこなかったことから、職場の支援・協力は欠如していたといえる。

したがって、総合評価において、附帯控訴人の心理的評価は「強」に該当す

ることが明らかである。

(5) 小括

以上からすると、附帯控訴人のうつ病は任用後に増悪したものであり、「心理的負荷による精神障害の認定基準」に照らしても、業務起因性が認められるものである。法的にも附帯被控訴人の安全配慮義務違反と因果関係がある。したがって、原審の判断は、事実認定及び法的評価を誤ったものである。

4 安全配慮義務違反によって附帯控訴人が被った損害（別表損害一覧表）

安全配慮義務違反とうつ病の増悪との因果関係が認められれば、原審において主張した以下の損害について、附帯被控訴人は賠償義務を負うこととなる。

(1) 慰謝料

ア 通院慰謝料

附帯控訴人は別紙通院一覧表のとおり平成31年（2019年）4月22日から、通院を開始した。症状が改善することなく、退職をしたことを踏まえると、症状固定日は、退職をした令和3年（2021年）11月30日と考えるのが相当である。

同日までの通院期間は954日（31か月24日）である。

通院期間を踏まえると、通院慰謝料は、197万6000円を下るものではない。

イ 後遺障害慰謝料

附帯控訴人は、未だにうつ病に伴う症状に悩まされている。

「脳の器質的損傷を伴わない精神障害（非器質性精神障害）について（平成15年8月8日付け基発第0808002号 神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定基準）」における精神症状である不安の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶又は知的能力等の状態が認められ、能力に関する判断項目のうち、普通に作業を持続すること、他人との意思伝達等において支障が生じている。

附帯控訴人の当該症状は、専門医での十分な治療を行ってもなお症状に改善の

見込みがないといえ、後遺障害等級で言うならば当該症状は、少なくとも後遺障害等級14級の障害に該当する。したがって、慰謝料としては110万円を下るものではない。

(2) 治療費等

ア 通院交通費

附帯控訴人は別紙通院一覧表のとおり115日間の通院にあたりバスを利用した。バスの利用料金は往復で600円であった（甲13・google map スクリーンショット）。したがって、附帯控訴人の通院に要した交通費は合計で6万9000円（600円×115日＝6万9000円）である。

イ 治療費

附帯控訴人の治療費は別紙通院一覧表のとおりである。附帯被控訴人の安全配慮義務違反によるうつ病の苦痛を緩和するため、附帯控訴人は症状固定に至るまで2年以上、計115日の通院治療を行わざるを得なかった。

そして、附帯控訴人の自己負担額をまとめると8万3140円となる。

ウ 診断書作成費用

附帯控訴人は附帯被控訴人の著しく悪質な安全配慮義務違反によるうつ病の治療の証明のため、診断書を作成する必要が生じた。診断書の作成日及び作成費用は別紙通院一覧表のとおりであり、その額は5万7040円である。

(3) 休業損害

別紙休業損害算定表に記載した休業損害が発生している。

休業損害の金額は、386万9481円である。

(4) 逸失利益

附帯控訴人はうつ病を発症し、現在も症状が継続しており、労働能力を喪失している。附帯控訴人のうつ病による身辺日常生活、作業持続等の能力低下は明らかである。

附帯控訴人の後遺障害の程度は少なくとも後遺障害等級14級を下回るもので

はなく、労働能力喪失率は５％、喪失期間は１０年と見積もることが相当である。

附帯控訴人は大学院卒業の男性であり、その平均年収は令和３年賃金センサスによると、７６７万６０００円である。

したがって、附帯控訴人の逸失利益は、３２７万３８９１円（７６７万６０００円×０．０５×ライプニッツ係数８．５３０２ 小数点第１位を四捨五入）である。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、１０４万２８５５円とするのが相当である。

(6) 小括

以上より、附帯控訴人に生じた上記(1)ないし(5)の損害額を合計すると１１４７万１４０７円となる。

よって、附帯控訴人は、国家賠償法１条１項に基づき、一審認容額も含めて合計金１１４７万１４０７円及びこれに対する訴状送達の日から支払済まで年３パーセントの割合による金員の支払いを求める。

５ 控訴審における主張・立証の予定

- (1) 入庁当初のうつ症状の増悪、その後の体調の状況等について、補足的に附帯控訴人の陳述書の提出及び尋問の申請を検討している。
- (2) また、児童相談所職員が抱える業務のストレス等について専門家の意見書の提出及び尋問の申請を検討している。

以 上

令和7年（行コ）第281号 未払賃金等請求附帯控訴事件

附帯控訴人 飯島章太

附帯被控訴人 千葉県

附 帯 控 訴 答 弁 書

令和7年10月9日

東京高等裁判所第2民事部E Aハ係 御 中

附帯被控訴人訴訟代理人弁護士

同訴訟代理人弁護士

第 1 附帯控訴の趣旨に対する答弁

- 1 附帯控訴人の附帯控訴をいずれも棄却する
- 2 附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とする
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮にその宣言をなされる
場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第 2 附帯控訴の理由に対する附帯被控訴人の反論
追って行う。

以 上